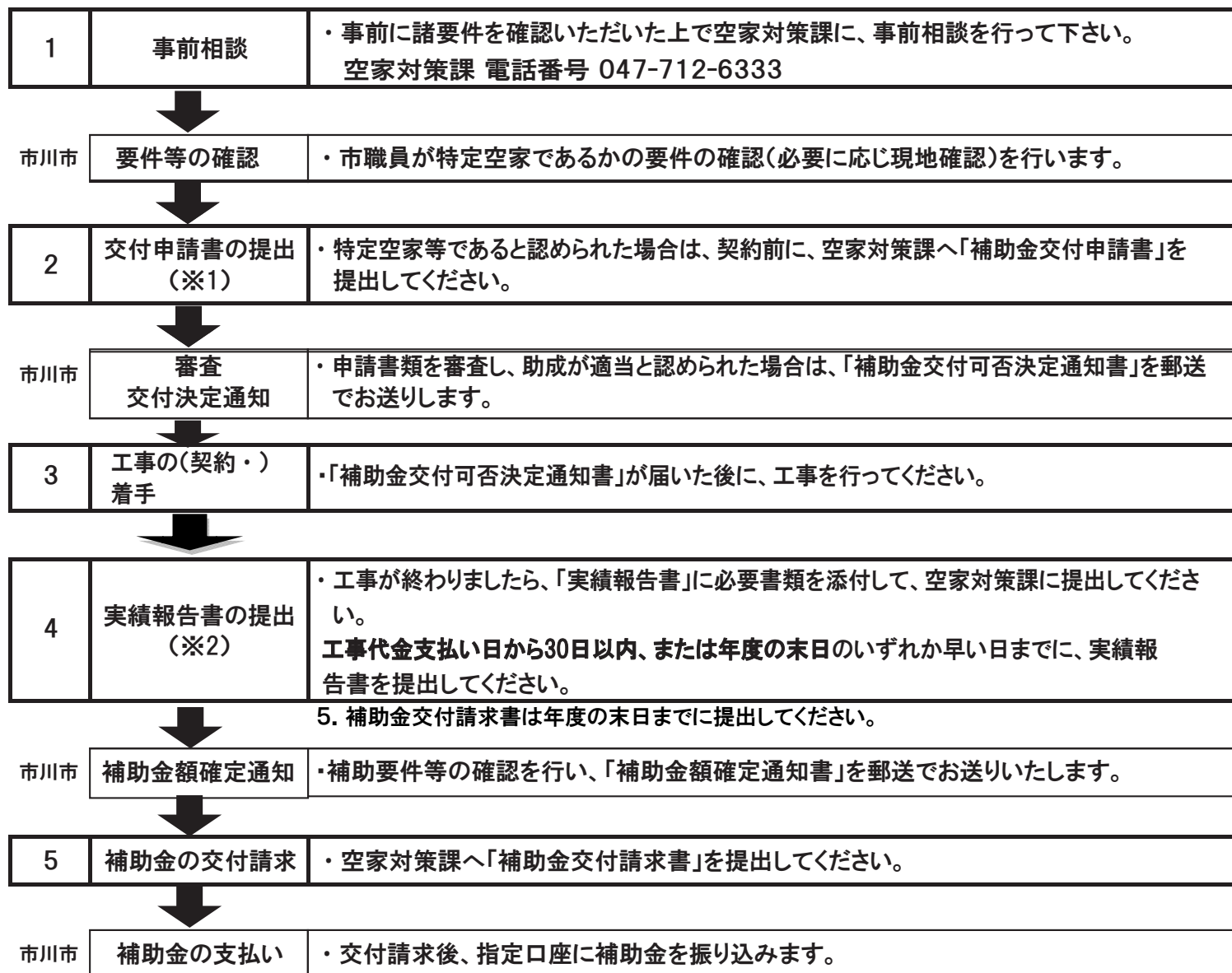


○申請の流れ(無接道敷地特定空家除却事業)



申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請時に必要な書類

- ☐ 補助金交付申請書(様式第1号)
(特定空家の全ての所有者が除却に同意していない場合は別途誓約書(参考様式第1号で可)が必要)
- ☐ 参考様式第1号等(以下の内容に誓約する書類)
 - ・ 敷地内の建築物、工作物及び草木を除却すること
 - ・ 国等の補助金の交付対象でないこと
- ☐ 特定空家及びその敷地と取得予定の者が所有する特定空家の隣接土地の登記事項証明書
- ☐ 特定空家の敷地の売買等契約書
- ☐ 申請者及び特定空家所有者全員の完納証明(市県民税、固定資産税及び都市計画税のうち該当するもの)※公簿による確認の同意書(様式第1号又は参考様式第1号等の該当箇所)が提出されている場合は不要
- ☐ 特定空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類

- ☐ 特定空家とその敷地の現況がわかる写真
- ☐ 除却工事に要する費用の見積書又はその写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※2実績報告時に必要な書類

- ☐ 実績報告書(様式第7号)
- ☐ 工事の内訳がわかる書類
- ☐ 除却工事完了後の写真
- ☐ 除却工事の契約書の写し
- ☐ 領収書等工事費の支払いを証する書類
- ☐ (代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む)
- ☐ 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先

市川市 空家対策課
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
第2庁舎2階 電話番号047-712-6333

無接道敷地特定空家除却事業 要件等詳細

◎補助対象者

後述の要件を満たす以下のいずれかの者

1. 当該特定空家及びその敷地を所有しその旨（共有している場合はその旨も）の登記をしている者で、その敷地を除却後に隣接する敷地の所有者に売却する旨の契約をしている者
2. 当該特定空家の隣接敷地を所有し、その旨の登記をしている者で、当該特定空家の敷地を買い受け、その際に買主の負担で特定空家を除却する旨を含む契約（契約の相手方が特定空家を所有しその旨（共有している場合はその旨も）を登記しているもの）をしている者

◎要件

1. 建築基準法第43条第1項に規定する要件を満たさない建築物の敷地に存する特定空家であること（昭和56年5月31日以前に建築された建築物（同条第2項各号のいずれかに該当する建築物を除く。）に限る。）
2. 契約の当事者全てが市川市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと
3. （実績報告書を提出する時において）敷地内に特定空家以外に建築物その他工作物及び草木がない
4. 契約の当事者全てが特定空家等の除却に関する国等の補助金の交付を受けられるもの又は受けているもの（申請中のものも含み、共有の場合他の所有者が受けられる場合等も含む）ではないこと
5. 補助金申請書は除却工事に着手する前に提出すること

◎申請に必要な書類

1. 補助金申請書（様式第1号）
2. 特定空家の全ての所有者及び特定空家を取得予定の者が同意する特定空家の除却についての同意書又は同意していることを誓約する書類（様式第1号又は参考様式第1号）

3. 敷地内に特定空家以外に建築物、その他工作物及び草木を実績報告書提出時までを除却することを誓約する書類（参考様式第1号）
4. 契約の当事者全てが特定空家の除却に関する国等の補助金の交付対象（特定空家については共有者すべてを含む）でないことを誓約する書類（参考様式第1号）
5. 特定空家、その敷地及びそれを取得予定の者が所有する隣接敷地の登記事項証明書
6. 要件を満たす特定空家の敷地の売買等契約書の写し
7. （市が公簿等により確認する場合はその旨を補助金申請書（様式第1号）で同意した場合は不要）
特定空家の所有者及びその敷地の取得予定者の完納証明
→ 市県民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税のうち納税義務があるものすべて。非課税世帯にあってはその旨がわかる課税証明書等を含む
8. 特定空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類
9. 特定空家とその敷地の現況を確認できる写真
10. 除却工事に要する費用の見積書又はその写し
11. その他市長が必要と認める書類

以下工事完了後提出が必要な書類

※期限：支払い完了から30日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い方

1. 実績報告書（様式第7号）
2. 工事の内訳がわかる書類
3. 工事の施工状況のわかる写真（除却工事の完了後の写真）
4. 除却工事の契約書の写し
5. 領収書等工事費の支払いを証する書類（代理受領制度利用時は補助金の額を差し引いた請求書及び領収書）

6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）の写し

7. その他市長が必要と認める書類

以下補助金額確定通知書（様式第 8 号）の交付後に提出する書類

※期限：年度の末日

1. 補助金交付請求書（様式第 9 号）

→代理受領制度を利用する場合は法人の代表名で記入してください。

2. （工事に要した費用から補助金分を引いた額を支払った場合等）代理受領制度を利用する場合は委任状

◎補助金額

除却工事に要した費用の 1/2 で上限 100 万円

※国が定める標準建設費等で上限が定められているため、上限一杯の補助が受けられない場合があります。